

企画競争説明書

業務名称：モザンビーク国橋梁維持管理能力強化プロジェクト

調達管理番号：20a00821

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」
とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年12月9日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年12月9日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：モザンビーク国橋梁維持管理能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年3月 ～ 2024年10月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の10%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月目以降) : 契約金額の10%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後25ヶ月目以降) : 契約金額の10%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後37ヶ月目以降) : 契約金額の10%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

契約第一課 大久保 崇 (Ookubo.Takashi@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確

定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（3）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

（本競争においては、特定の排除者はありません。）

（4）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2020年12月18日（金）12時

（2）提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2020年12月24日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年1月15日（金）12時

(2) 提出方法：プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

① 資機材の購入をプロポーザルにて提案する場合のみ、同資機材の購入経費（輸送費等含む。また、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。

「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項

(5) 資機材の調達 ①受注者が調達する橋梁維持管理資機材」参照。)

〔見積書上の費目：機材費-機材購入費 および 機材送料〕

② ウィズ・コロナ／ポスト・コロナ時代におけるイノベーティブな提案に係る経費

（ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。

「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項

(7) 新型コロナウイルス感染症流行の影響」参照。)

〔見積書上の費目：

一般業務費、機材費、再委託費での該当費目〕

③ 本邦研修の「実施業務」にかかる経費

（ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。

「第3 特記仕様書案 6. 業務の内容

（7）研修の実施 ①本邦研修の実施」参照。）

〔見積書上の費目：国内業務費-技術研修費〕

④ 第三国研修にかかる経費

（ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。

「第3 特記仕様書案 6. 業務の内容

（7）研修の実施 ②第三国研修の実施」参照。）

〔見積書上の費目：一般業務費-セミナー等実施関連費〕

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

a) パイロット事業のうち、橋梁補修に係る現地再委託経費：22,450 千円

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨 (MZN) 1 = 1.44969 円

b) US\$1 = 104.45 円

c) EUR1 = 122.633 円

5) その他留意事項

特記事項無し。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／橋梁アセットマネジメント

b) 橋梁維持管理・補修（コンクリート橋）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 25 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポー

ザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年2月3日（水）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があ

った場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務: 橋梁維持管理に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

①「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (7) 新型コロナウイルス感染症流行の影響」に記載のとおり、2021年10月以降に現地渡航等の制限が緩和される想定で、プロポーザル・見積書を作成してください。

②契約開始想定時期(2021年3月)以降半年間(2021年9月末まで)は、現地業務開始前に実施可能な国内業務(業務実施に必要な情報を収集・整理するための遠隔での調査やマニュアル案の作成等)を行うこととします。なお、当該期間中に現地渡航が可能となる場合は、現地業務を前倒しで行う等、その時点で業務計画の見直しを行うこととします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者/橋梁アセットマネジメント(2号)

➤ 橋梁維持管理・補修(コンクリート橋)(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／橋梁アセットマネジメント）】

- a) 類似業務経験の分野：橋梁アセットマネジメントに関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：モザンビーク国及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：橋梁維持管理・補修（コンクリート橋）】

- a) 類似業務経験の分野：橋梁維持管理・補修（コンクリート橋）に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：モザンビーク国及び全途上国
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただ

し、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

以 上

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／橋梁アセットマネジメント</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	—	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>橋梁維持管理・補修（コンクリート橋）</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2021年1月21日（木） 14：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 2. 実施場所：当機構本部（麹町）会議室
注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkype等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。
 3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
- 注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

モザンビーク共和国（以下「モザンビーク」という。）は、内戦後の国内情勢安定に伴い、南アフリカ共和国等の周辺国から投資が活発化した等の理由により、2015年までは、年7%前後のGDP成長率を記録していた。現在は資源価格の下落や2016年に明らかになった総額約20億ドルに上る非開示債務問題等により年3%前後のGDP成長率となっており、財政悪化に伴う緊縮財政の実施が開発の阻害要因の一つとなっている。同国は一人当たりGNIが480ドル（世界銀行、2019年）であり、最貧困国の一つとして位置づけられている。

モザンビークの道路階級は分類道路及び非分類道路に分けられる。分類道路の総延長は30,345kmだが、舗装率は24%と低い数値である（世界銀行、2018年及びモザンビーク道路公社、2019年）。一方、国内での貨物輸送の3割以上が、旅客輸送では9割以上が道路輸送で行われており、道路網の拡充及び舗装化は経済成長を行う上で重要な課題である。また、国内にはナカラ回廊を始めとした6つの経済回廊があり、マラウイ共和国、ザンビア共和国やジンバブエ共和国等の国境を接する内陸国がインド洋へと至る交通の要衝を占めている。

上述した非開示債務問題は、ドナーによる財政支援の一時停止、直接投資の減少や通貨価値の下落等にも波及し、公的支出が大幅に減少した。この公的支出の急激な減少はインフラ投資にも影響が及び、2015年から2017年の間に道路及び橋梁の維持管理支出は45%下落した。他方、「グローバル気候リスク指数2020」（Global Climate Risk Index 2020）によると、モザンビークはアフリカ諸国の中でも自然災害等の影響を受けやすい国とされている。干ばつ・洪水・サイクロン等による道路や橋梁の破壊により、地域の孤立や経済活動の停滞等が起き、数百万人の人々の生活に影響が出る場合もある。

こうした中、JICAは2011年から2014年にかけて、モザンビーク公共事業住宅水資源省（Ministry of Public Works, Housing and Water Resources）傘下の道路公社（Administração Nacional de Estradas, Instituto Público。以下「道路公社」または「ANE」という。）に対し舗装道路の維持管理能力の向上を目的に「道路維持管理能力向上プロジェクト」（技術協力プロジェクト）を実施し、道路公社の技術者、さらには道路公社の維持管理業務を受注する民間事業者の能力が大幅に強化された。事業終了後は、上述した非開示債務問題を発端とした公的支出の削減にもかかわらず、点検・維持管理は継続的に実施されるなど、道路の維持管理に対して高い優先度が置かれていたことを示している。

一方、橋梁についても、道路公社が民間事業者へ委託する形で維持管理を担っているが、道路公社の維持管理能力における課題が浮き彫りとなっている。適時・適切な維持管理・補修作業の未実施が原因となり、雨季やサイクロン等による洪水、過積載車両の通行や仮設橋であるベイリー橋の恒常的な使用等が要因となり橋梁に損傷が生じ、落橋事故等が頻発している。2018年から2019年にかけては、ベイリー橋の落橋事故等が4件以上発生した。こうした状況の背景には、点検・診断に関する知識・技術不足、マニュアル類の未整備、維持管理予算不足、道路公社職員数の不足に起因した民間事業者への適切な監督の未実施等が挙げられる。また、道路公社は2018年に橋梁維持管理システム（Bridge Management System。以下「BMS」

という。)を導入したにもかかわらず、点検結果が蓄積・更新されていない等、システムが十分に活用されていない。こうした現状を改善し、PDCAサイクルに基づいた点検・診断・措置・記録の一連の維持管理作業を定着させることを目的とし、道路公社職員の維持管理作業に対する能力向上、点検・診断作業を補完するDX機器やBMS等を活用した効率的な維持管理体制の確立、さらには、配賦予算も考慮した効率的かつ適切な維持管理の実施が求められている。

こうした状況を受け、PDCAサイクルに基づいた橋梁維持管理の確立及び効率的な橋梁維持管理に係る技術者の能力向上を目的として、本事業の実施が我が国へ要請された。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

橋梁維持管理能力強化プロジェクト

(2) 対象地域

モザンビーク国全土

(本事業はパイロット事業を実施する予定であるが、パイロット事業対象地域については本プロジェクト開始後に関係者と協議の上決定する。)

(3) 関係官庁・機関

実施機関：モザンビーク道路公社 (Administração Nacional de Estradas, Instituto Público)

(監督省庁：モザンビーク公共事業住宅水資源省 (Ministry of Public Works, Housing and Water Resources))

(4) 上位目標 (Overall Goal)

パイロット事業対象地域の橋梁が適切に維持管理される。

(5) プロジェクト目標 (Project Purpose)

道路公社 (ANE) 及びパイロット事業対象地域における ANE 地方事務所の技術者の橋梁維持管理能力が向上する。

(6) 期待される成果 (Outputs) 及び活動 (Activities) の概要

成果 1 :

道路公社 (ANE) 及びパイロット事業対象地域における ANE 地方事務所の技術者の橋梁点検・診断に係る知識・技能が習得される。

- 活動 1-1: モザンビークにおける橋梁点検・診断に係る現状把握・課題抽出
- 活動 1-2: 橋梁点検・診断マニュアル案 (日常維持管理を含む) の作成
- 活動 1-3: 橋梁点検・診断マニュアル案に基づく点検・診断の実施
- 活動 1-4: 橋梁点検・診断マニュアル案の見直し・最終化
- 活動 1-5: 道路公社 (ANE) 及び民間事業者の技術者を対象とした橋梁点検・診断マニュアル活用に関する研修の実施

成果 2 :

道路公社 (ANE) 及びパイロット事業対象地域における ANE 地方事務所の技術者の橋梁補修・維持管理に係る知識・技能が習得される。

- 活動 2-1 : モザンビークにおける橋梁補修に係る現状把握・課題抽出
- 活動 2-2 : 橋梁補修・維持管理マニュアル案の作成
- 活動 2-3 : 橋梁補修・維持管理マニュアル案に基づくパイロット事業実施対象地域における橋梁補修の実施
- 活動 2-4 : 橋梁補修・維持管理マニュアル案の見直し・最終化
- 活動 2-5 : 道路公社 (ANE) 及び民間事業者の技術者を対象とした橋梁補修マニュアル活用に関する研修の実施

成果 3 :

道路公社 (ANE) 及びパイロット事業対象地域における ANE 地方事務所の技術者の橋梁維持管理システム (BMS) の運用管理に関する知識が習得される。

- 活動 3-1 : 橋梁インベントリー及び BMS の管理に係る現状把握・課題抽出
- 活動 3-2 : BMS の現状把握・課題抽出
- 活動 3-3 : BMS 運用実態の確認
- 活動 3-4 : BMS の運用方法の検討
- 活動 3-5 : 道路公社 (ANE) に対する BMS 運用に関する研修の実施

成果 4 :

道路公社 (ANE) 及びパイロット事業対象地域における ANE 地方事務所の技術者の橋梁維持管理計画の策定に関する知識が習得される。

- 活動 4-1 : BMS の分析に基づく橋梁維持管理計画案の現状把握・課題抽出
- 活動 4-2 : 橋梁補修の優先事業の特定と橋梁維持管理計画の見直し
- 活動 4-3 : 橋梁維持管理計画の最終化・予算申請
- 活動 4-4 : 橋梁維持管理計画に沿った、活動 1-3 のパイロット橋梁の点検・診断、活動 2-3 の橋梁の補修・維持管理の計画・モニタリング・評価の実施
- 活動 4-5 : 橋梁維持管理計画に基づいた BMS 運用に関する研修の実施

(7) プロジェクト実施期間 (予定)

2021 年 4 月から 2024 年 9 月 (42 ヶ月間)

3. 業務の目的

モザンビーク国「橋梁維持管理能力強化プロジェクト」において、JICA がモザンビーク側と署名した当該プロジェクトに係る討議議事録 (Record of Discussion。以下「R/D」という。) に基づく業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトに係る R/D に基づいて実施される技術協力プロジ

エクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの基本方針

詳細計画策定調査の結果、道路公社（ANE）の現状の橋梁維持管理は道路維持管理と同契約のもと民間事業者へ委託する形式で行っている。しかし、定期検査は年に1回程度、日常維持管理作業は不定期の実施に留まる。このため、不定期に行っている維持管理作業時に重大な損傷が発見されるケースもある。現在は適時・適切な維持管理・補修作業が実施されていない状況であり、民間事業者も含めて点検・診断に関する知識・技術不足やマニュアル類の未整備、維持管理予算不足、道路公社職員数の不足に起因した民間事業者への適切な監督の未実施等が課題と判明した。また、道路公社（ANE）は世界銀行の支援を受け2018年にBMSを導入したが、点検結果が蓄積・更新されておらず、古いデータが残っているままであり、維持管理業務にBMSが十分に活用されていない状況である。

こうした現状を受け、本プロジェクトにおいては、PDCAサイクルに基づいた点検・診断・措置・記録の一連の維持管理作業を定着させることを目的とし、道路公社（ANE）職員や民間事業者の維持管理作業に対する能力向上、点検・診断作業を補完するDX機器や既存のBMS等を活用した効率的な維持管理体制の確立、さらには、配賦予算も考慮した効率的かつ適切な維持管理計画の策定及び実施を基本方針とする。

なお、本プロジェクトでは橋梁点検・診断・補修等の機材供与や既存BMSの改修を想定しているが、受注者がその必要性を道路公社（ANE）と協議の上、発注者が現状を把握し必要性を評価・確認の上、供与や改修可否について決定することとする。見積もりにおける機材の取扱いについては、下記「(5) 機材供与 ①受注者が調達する橋梁維持管理資機材」を参照のこと。

(2) プロジェクトの実施体制

本プロジェクトにおいては、プロジェクト・ディレクターに道路公社（ANE）局長（Director General）、プロジェクト・マネージャーに事業・工事セントラルサービス課（Central Services of Projects and Works）課長（Director）が配置される。

日常の活動の主体として、テクニカルワーキンググループ（Technical Working Group。以下「TWG」という。）を設置し、日本側からは本業務実施契約の業務従事者及び発注者が別途派遣する長期専門家（産学官連携／業務調整）、モザンビーク側からカウンターパート（Counterpart。以下「C/P」という。）として道路公社（ANE）の橋梁局（Bridge Department）、道路網管理局（Road Network Management Department）及び維持管理局（Maintenance Management Department）の職員が配置される。

なお、道路維持管理は維持管理局（Maintenance Management Department）が実施している。維持管理以外（建設等）の道路に関する業務は道路局（Road

Department) が担当している。また、橋梁に関しては建設及び維持管理ともに、全て橋梁局 (Bridge Department) が実施している。

また、プロジェクト全体の監理を行うことを目的とし、合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee。以下「JCC」という。) を設置する。道路公社 (ANE) 局長が座長を務め、TWG メンバーに加え、道路基金等の関係機関が参画する。オブザーバーとして、必要に応じて在モザンビーク日本大使館等が参画する。

長期専門家は、日本及びモザンビークの学術機関や民間企業等との産学官連携を図る。現時点で TWG 及び JCC への参加が決定していない機関や部署等についても、必要性が認められる場合は、プロジェクト実施中にプロジェクトへの参加について関係者で協議を行い、JCC で承認を行う。

JCC 及び TWG の構成メンバーは別紙「実施体制図」のとおり。

(3) 産学官連携

本プロジェクトでは、2017 年に設立された JICA 道路アセットマネジメントプラットフォームの活動の一環として、以下のとおり産学官連携の推進を図る。

産学官連携推進に係る業務は、長期専門家 (2022 年 4 月に赴任予定。新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、現地業務開始時期が遅れる可能性あり) が主となって実施する。なお、長期専門家の赴任時期は短期専門家の業務開始時期 (2021 年 3 月または 4 月を想定) や渡航開始想定時期 (2021 年 10 月以降) より遅れる想定であるが、現地赴任までの期間は JICA 道路アセットマネジメントプラットフォーム事務局として日本 (JICA 社会基盤部) から関連情報の提供等、プロジェクト活動に参加する予定である。JCC にも短期出張もしくは Web 会議にて参加することを想定している。プロジェクト開始時から長期専門家とともに産学官連携に向けた協議・調整を行うとともに、長期専門家赴任後は本プロジェクトの進捗について適宜共有すること。

長期専門家と本業務実施契約の業務従事者との役割分担は、「表 1 日本側関係者の役割分担」のとおりとなるが、本業務実施契約の業務従事者は、長期専門家と協力のうえ、これら業務を実施すること。

ただし、本業務実施契約の業務従事者は、長期専門家の指示命令系統には入らず、本業務の業務主任者への指示は、監督職員が行うものとする。

① 国内の大学・企業との連携

本プロジェクトでは、JICA と公益社団法人土木学会との間で道路アセットマネジメントに関する協力覚書 (配布資料参照) に基づき、現地での研究成果の適用性検証や人材育成に係る国内の大学との連携を実施する。具体的には、モザンビークにおいて仮設橋の一種であるベイリー橋が恒常的に使用されている状況に鑑み、土木学会のインフラマネジメント技術国際展開研究助成制度 (http://committees.jsce.or.jp/opcet_sip/node/16) で採択されたラオスを研究対象国として実施される「恒久供用されるベイリー橋の耐荷特性の把握と点検手法の検討、および社会インフラ画像診断技術の適用性の検証」(長崎大学) の研究成果の本プロジェクトへの活用可能性を長期専門家とともに検討する。他の採択案件や、新たに新規採択された案件でもモザンビークでの活用可能性が期待されるものがあれば積極的に検討を進めること。

また、ザンビアで実施している技術協力プロジェクト「橋梁維持管理能力

向上プロジェクトフェーズ2」では、岐阜大学がザンビア大学と協働した橋梁技術者育成体制の構築を目指しており、同技プロ関係者との意見交換や、日本国内で行われている岐阜大学（メンテナンスエキスパート養成）や長崎大学（道守養成）等といった大学と自治体が連携した継続的な技術者育成体制・制度のモザンビークへの適用可能性についても長期専門家とともに検討を行う。

さらに、同覚書に基づき、橋梁点検・診断技術に係る本邦技術を導入することで、現地の橋梁維持管理技術の不足を補い、効率的・効果的なインフラ維持管理・長寿命化への協力を図る。本邦企業が開発中の技術の実装や本邦技術者の技術研鑽の機会を本プロジェクトにおいて提供する。現時点では長期専門家の担当業務として本邦企業による現地への技術紹介セミナーの開催や技術導入可能性確認のための現地調査実施を想定している。本業務実施契約の業務従事者は、表1のとおり長期専門家の担当業務に協力する。ただし、長期専門家の担当業務に関してはプロポーザルにおける提案及び見積りは不要である。なお本邦製品の導入については下記「（5）機材供与 ③本邦技術の活用」を参照のこと。

② 現地の大学・企業との連携

本プロジェクトでは、本邦の大学や企業に加え、現地の研究機関・大学や企業との連携も図る。本プロジェクトで導入する本邦技術を含めた、移転技術の現地定着、持続的な更新のためには現地の研究機関・大学や企業との連携が重要である。本プロジェクトでは、当該機関等との連携可能性を追求し、橋梁維持管理の実施や人材育成の面において協力を図る。現地の企業については、パイロット事業の再委託や研修実施により技術移転を図るほか、有用な技術や知見を有する施工業者やサプライヤーについても情報収集を行う。

③ 道路アセットマネジメントプラットフォーム活動支援

上記①②に加え、道路アセットマネジメントプラットフォームの枠組みのもとで実施している活動との連携を図る。

具体的には、道路アセットマネジメント達成度評価の実施及び支援、長期研修員・課題別研修との連携、プロジェクト成果の発信を想定している。

なお達成度評価については下記「6.（5）道路アセットマネジメント達成度評価」を参照のこと。

表1 日本側関係者の役割分担

◎：主導的役割、○：補助的役割

本プロジェクトの活動	長期専門家	短期専門家 (本業務実施契約の 業務従事者)	備考
成果1～4に係る活動			
活動実施	○	◎	
モニタリング、研修	○	◎	
他案件、他スキーム間連携	◎	○	
本邦の大学・企業との連携			
学術研究、人材育成制度との連携	◎	◎	
本邦技術の導入	◎	◎	
民間技術者の技術研鑽、開発中技術の実装の機会提供	◎	○	
本邦企業による現地調査／技術紹介	◎	○	
モザンビークの研究機関・大学や企業との連携			
モザンビークの大学、企業の情報収集、協力体制検討	◎	○	
現地施工業者等への技術移転	○	◎	
道路アセットマネジメントプラットフォーム活動支援			
道路アセットマネジメント技術定着に向けた達成度評価実施支援、支援計画検討 (プロジェクト開始時)	◎	○	プラットフォームが実施主体
道路アセットマネジメント技術定着に向けた達成度評価、支援計画検討 (プロジェクト終了時)	○	◎	
長期研修員、課題別研修事業との連携	◎	○	
広報			
成果の発信	◎	◎	
他国、周辺地域への知見活用	◎	○	

(4) 過去の技術協力案件における知見の活用

道路アセットマネジメントプラットフォームにおいて、過去の技術協力案件

で作成した技術基準類等を取りまとめているところ（配布資料参照）、同技術基準類を可能な限り活用し、効率的かつ効果的な技術移転を図ること。

また、他国のマニュアル等をモザンビークの課題に対応したマニュアルや維持管理計画になるようカスタマイズし、活用することも考えられる。

本プロジェクトでは、類似の技術協力プロジェクトから得られた以下の知見や教訓の活用を行う。

① 橋梁維持管理を担う民間事業者にも利用されるマニュアルの策定

「道路維持管理能力向上プロジェクト」で策定した道路点検ハンドブックは、道路公社（ANE）の技術者、検査員及び民間事業者において、良質な技術的参考書・情報として広く活用され、また、認められていることが事後評価で確認された。

本プロジェクトでも、橋梁維持管理を担う民間事業者の技術者もパイロット事業や研修等の対象とするため、道路公社（ANE）のみならず民間事業者にとっても活用可能なマニュアルの作成を行う。

② モザンビーク側の強いオーナーシップの下でのパイロットプロジェクトの実施

上述した技術協力プロジェクトの終了後は非開示政務問題に端を欲した財政状況の悪化にもかかわらず、この間においても、舗装道路は一定のレベルで継続的に点検・維持管理が実施されており、道路公社による道路の維持管理には相当の金額が充当された。

本プロジェクトのパイロット事業実施にあたっては、モザンビークのオーナーシップ醸成のため、プロジェクト開始から2年次以降のパイロットプロジェクト予算についてR/Dに記載のとおりモザンビーク政府の負担分を設ける。また、橋梁維持管理の主流化に向け、モザンビークの道路維持管理財源である道路基金（Road Fund）と連携し、予算計画策定に係る協力も行い、持続的なオーナーシップの発現に寄与する。

（5）機材供与

① 受注者が調達する橋梁維持管理資機材

受注者が技術移転を行う際に必要となる資機材については、プロポーザルにて提案し、必要経費は別見積にて計上すること。なお少額の資機材については消耗品（消耗品の定義は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照）として調達することを可とする。なお、機材調達は現地調達を原則とするが、本邦技術等、現地調達が困難な場合、本邦調達を検討する。

機材の本邦からの輸出に際しては、輸出貿易管理令等の遵守を要するため、事前に管理責任者、機材の管理・使用体制、設置場所の適切性（セキュリティ等）等を確認すること。

プロジェクト実施過程において、モザンビーク側関係者や長期専門家との協議の上、追加の資機材調達が必要と判断した場合は、発注者に提案すること。発注者にて提案内容・調達要否を検討し、受注者による調達とする場合は、契約変更を行う。

- ② 発注者が調達する橋梁維持管理資機材
発注者の現地調達による機材供与は想定していない。

③ 本邦技術の活用

内閣府による戦略的イノベーション創造プログラム（Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program：SIP）等で研究開発が進められてきた本邦技術をパイロットベースで活用することを奨励する。

実際にプロジェクトで本邦技術の活用を行う場合、対象機材、導入計画、調達手続等の具体的内容については、モザンビーク側 C/P 及び発注者と協議の上決定するが、活用可能な技術等についてはプロポーザルにて提案すること。なお、モザンビークにおける橋梁維持管理の効率化、コストの最適化に資する技術であることを前提とする。

ただし、現時点で具体的な技術、仕様等の内容が確定していない場合、プロジェクト開始後にその内容をモザンビーク側関係者、長期専門家、道路アセットマネジメントプラットフォームと協議し、内容・整備方法・費用を提案すること。発注者にて調達の要否、内容、方法を検討、決定する。

④ 供与機材の維持管理費用

上記①、③の機材の運営維持管理に係る費用（燃料費、材料費含む）については、モザンビーク側にて負担する予定である。

(6) パイロット事業（橋梁補修）

本プロジェクトでは、プロジェクト内で作成する技術マニュアルの普及、技術指導及び先方の調達能力向上のため、パイロット事業として、橋梁補修を実施する。なお、パイロット事業の実施地域は、本プロジェクト開始後6ヶ月以内にC/Pと協議の上、JCCで決定する。また、パイロット事業を対象に実施するOJTには橋梁維持管理を担う他の民間事業者の技術者もオブザーバーとして参加可とする。

補修工は、当該業務について経験・知見を十分に有する現地施工業者への再委託を行う。

パイロット事業（橋梁補修）の実施に必要な費用については、R/Dに記載のとおり、原則として（技術協力プロジェクトの）1年次については費用を日本側が負担、2年次以降をモザンビーク側が負担する方針である。

(7) 新型コロナウイルス感染症流行の影響

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、日本政府及びモザンビーク政府による出入国の制限や航空便の減少といった影響が出ており、本業務の実施にあたっては相当の柔軟性をもって対応することが必要である。

そのため、業務開始後6ヶ月間においては、現地渡航の制限が緩和されていない可能性もあるため、オンラインでの協議体制を構築したうえで、日本国内からの遠隔業務実施を想定する。現時点での前提条件としては、2021年10月以降に現地渡航等の制限が緩和される想定で、プロポーザル・見積書を作成すること。なお、当該時期より前に渡航制限が緩和された場合は、現地業務の前

倒しも検討し、業務計画の見直しを行うこととする。

また、モザンビークにおけるウィズ・コロナ／ポスト・コロナの社会・生活様式の変容を踏まえて本業務を実施していく必要がある。ウィズ・コロナ／ポスト・コロナ時代におけるイノベティブな提案があれば、プロポーザルに記載すること。なお、本提案に係る経費は別見積とする。

(8) モザンビーク側のオーナーシップ確保

本プロジェクトは、点検・診断及び補修・維持管理マニュアルの策定、パイロット事業の実施を通して、C/P の能力をいかに向上させるかが重要な点である。

受注者は、モザンビーク側 C/P 等の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要とする能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

特に、橋梁維持管理計画やワーク・プランの策定にあたっては、モザンビーク側が内容を主体的に検討し、将来的には自ら改訂を検討できるような環境作りに努めること。

また、プロジェクト成果の発現・定着のためには、マニュアル類の作成に留まらず、モザンビーク側関係機関の予算確保に向けた啓発活動や、人材育成・技術定着に向けた体制強化も必要になる。

これらの活動について、受注者は長期専門家と協力のうえ、JCC 等を活用し、モザンビーク側関係者への働きかけを行うこと。

(9) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（R/D の変更に関するモザンビーク側 C/P との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）を取るものとする。

なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が発注者に事前に相談し、合意を得たうえで、モザンビーク側 C/P との協議結果とともに、R/D 変更のためのミニッツ（案）及び添付の PDM、PO の変更（案）を作成し、発注者に提出する。

(10) 環境社会配慮

発注者が別途定める「環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）において、本業務は環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリ C に分類される。

今後、実施途上においても環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される見込みはないと考えられるものの、同ガイドラインを参照のうえ、万が一カテゴリ B 以上に分類されるような状況に至る可能性があれば、速やかに発注者に報告し、C/P との協議を行うこととする。

この場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更を行うと共に、モザンビーク国環境関連法規に基づき必要な措置を講じることとする。

6. 業務の内容

成果 1～4 に共通する活動

(1) ワーク・プロセス案の作成

要請書や関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討し、発注者とも適宜協議のうえ、ワーク・プロセス案を作成し、発注者と共有する。

(2) ワーク・プロセスの確定

現地業務開始後にワーク・プロセス案をモザンビーク側 C/P 等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワーク・プロセス案についての協議を行う。また、必要に応じてワーク・プロセスを修正した上でモザンビーク側と合意し、ワーク・プロセスを確定する。

その際、R/D に添付の PDM で未決定の成果指標のうち、設定が可能な項目についてはこの段階で設定する。設定できない項目については、ベースライン調査等の機会を利用し、目標値の設定時期についてモザンビーク側と合意する。

(3) C/P 職員及び TWG メンバーの選定

プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・マネージャー、C/P 職員の配置については、R/D にて合意しているが、本プロジェクト開始時までには選任されていない場合は、速やかに選任されるよう、受注者からモザンビーク側に働きかけを行うこと。

(4) JCC 等の開催

以下の業務を行うべく、モザンビーク側 C/P 機関が主体となって、6 ヶ月に 1 回の頻度を目安に JCC を開催する。第一回については本邦より遠隔、第二回以降は現地で開催することを想定する。

- ① PDM に基づき、ワーク・プロセスについて議論し、承認する。
- ② 全体の進捗をレビュー、モニタリングし、必要に応じて PO や活動計画を修正する。
- ③ プロジェクト実施にあたって、その他の重要な問題について議論する。

JCC の開催準備についても C/P が主体となることが望ましいが、本業務実施契約の業務従事者は、C/P や長期専門家と協力し、運営、会議資料や議事録の作成等を行うこと。また、プロジェクトの重要事項の細部について実務レベルの議論、検討や進捗管理等を行う TWG についても、長期専門家と協力して参加するとともに、C/P と運営を行うこと。

(5) 道路アセットマネジメント達成度評価

道路アセットマネジメントプラットフォームでは、各国における道路アセッ

トマネジメントの達成度評価を実施している。モザンビークにおいても本プロジェクト開始時及び終了時に評価を行い、事業成果について検証を行う。

プロジェクト開始時における達成度調査は道路アセットマネジメントプラットフォームが主体となって実施する。受注者は基礎資料として業務で作成した関係資料の整理、提供を行うとともに、現地調査において、実務的に可能な範囲で、必要な便宜を供与するものとする。

他方、プロジェクト終了時の達成度評価実施は受注者が主体となって行うものとする。達成度評価手法については、発注者が 2019 年から 2020 年に実施した「道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査」にて検討され、引き続き道路アセットマネジメントプラットフォームにおいて検討・改善が行われているので、評価時においては最新の評価手法を確認すること。この達成度評価を基に、プロジェクト終了後のモザンビークにおける道路アセットマネジメントの定着に向けて解決すべき課題を整理し、道路アセットマネジメント定着に向けた今後の支援計画案を取りまとめること。

なお、達成度評価の結果は事業完了報告書に記載する。事業完了報告書案をドラフトした段階でモザンビーク側に説明し、合意を得た上で、JICA モザンビーク事務所に提出すること。その後発注者からのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCC で合同レビューを実施し、同レビューの結果を踏まえて報告書を修正、確定する。

(6) モニタリングの実施

本プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring Sheet (JICA 指定様式有。配布資料「技術協力プロジェクトにおける進捗管理」参照) を基に、日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項やプロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。なお、本業務の業務従事者の現地不在期間中は長期専門家と連携して日常的なモニタリングを行うこと。

受注者は、6 ヶ月に 1 度を目途に、JCC 等での議論もふまえながら C/P 機関、長期専門家と共同で Monitoring Sheet を作成し、C/P の承認を得た上で、JICA モザンビーク事務所及び監督職員に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。

また、モニタリング実施にあたっては、プロジェクト終了時に作成されるプロジェクト事業完了報告書やその後の事後評価も見据えて、必要と判断される場合には PDM の変更について発注者に事前に提案・協議を行い、モザンビーク側と協議すること。

(7) 研修の実施

① 本邦研修の実施

本プロジェクトでは、技術協力の一環としてプロジェクト目標及び成果達成に資する本邦研修を以下のとおり実施することを想定している。

- 実施回数：計 2 回
- 参加者数：1 回あたり 5 名程度

- 研修日数：1回あたり2週間程度

現時点で想定しうる内容や対象者、実施時期、視察場所を含む研修概要及び日程表(案)についてプロポーザルにて提案し、必要な経費を見積書(別見積)に計上すること。具体的な研修内容等は、プロジェクト開始後に発注者との協議を経て確定する。なお、本邦研修については、民間事業者の技術者は対象としないので留意すること。

本邦研修は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」に基づき実施する。同ガイドラインに記載の「受入業務」「監理業務」「実施業務」のうち、「受入業務」「監理業務」は発注者が行い、受注者は「実施業務」を行う。主な業務は以下のとおり。

- ア) 研修カリキュラムの策定
- イ) 研修受入先選定、内諾取付け
- ウ) 研修員が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取付支援
- エ) 研修受入先との日程及び研修内容の調整
- オ) 研修の実施(経費精算を含む)

② 第三国研修の実施

本プロジェクトでは、技術協力の一環としてプロジェクト目標及び成果達成に資する第三国研修を以下のとおり実施することを想定している。

- 実施国：ラオス及びザンビア
- 実施回数：各1回ずつ(計2回)
- 参加者数：5名程度
- 研修日数：2週間程度

ラオス及びザンビアにおいては、橋梁維持管理に関する技術協力プロジェクトを既に実施しており、これらのプロジェクトと連携の上第三国研修を実施する。それぞれの実施国を想定し、内容、対象者、実施時期、視察場所を含む研修概要及び日程表(案)についてプロポーザルにて提案し、必要な経費を見積書(別見積)に計上すること。そのうち、C/P職員の渡航費・日当・宿泊費・保険料等については、別途配布するJICAモザンビーク事務所の外国旅費規程に基づき積算し、見積書(別見積)に計上すること。

なお、第三国研修については、民間事業者の技術者は対象としないので留意すること。

③ 現地実地トレーニング(OJT)の実施

本プロジェクトでは、パイロット事業(橋梁補修)やその他点検・診断や日常維持管理等の機会を利用し、適時、現地実地トレーニング(OJT)を実施する。

- 実施回数：計5回(1年次：1回、2年次：2回、3年次：2回)
- 参加者数：1回あたり20名程度
- 研修日数：1回あたり1週間程度

現時点で想定しうる内容や対象者、実施時期、視察場所を含む研修概要及び日程表(案)についてプロポーザルにて提案すること。

なおOJTに係るC/P職員の国内旅費・日当・宿泊費等は、別途配布するJICA

モザンビーク事務所の内国旅費規程に基づき積算し、見積書に計上すること。
OJT 実施に際しては、C/P 職員から指導的立場の人材を特定し、モザンビーク側人材による指導へと方向を移行させていくこと。また、現地の維持管理体制を考慮し、橋梁維持管理を担う民間事業者の技術者を研修参加の対象者とする。

(8) パイロット事業（橋梁補修）の実施

パイロット事業（上記5.（6）参照）の一環として行う橋梁補修を、現地再委託にて実施する。委託にあたっては、C/P の調達・施工監理能力に係る技術移転のため、入札図書の作成や、実施監理、検査等は C/P が主体となって実施し、本業務実施契約の業務従事者は、必要な技術指導、助言を行う。

補修対象橋梁の選定にあたっては、本プロジェクト開始時に行うベースライン調査等を通して検討するが、モザンビーク側と協議のうえ一般橋梁及び長大橋や特殊橋梁といった大規模橋梁もスコープに含めることとする。また、緊急補修の必要な損傷、他橋梁への技術転用が可能となるよう、典型的な損傷を優先的に検討する。

なお、パイロット事業の実施地域は本プロジェクト開始後に JCC での承認を通じて決定すること。

※（7）研修及び（8）パイロット事業（橋梁補修）の関係は以下のとおり。

【研修】本邦研修・第三国研修・現地実地トレーニング（OJT）

【パイロット事業】橋梁補修（現地再委託で実施）

（ア）現地実地 OJT については、パイロット事業（橋梁補修）と同じ機会に実施することも可能。

（イ）（ア）に限らず、受注者の監督のもと点検・診断や日常維持管理等の機会を用いて現地実地 OJT を実施することも想定される。

成果1「道路公社（ANE）及びパイロット事業対象地域における ANE 地方事務所の技術者の橋梁点検・診断に係る知識・技能が習得される。」に関する活動
--

(9) 活動1-1：橋梁点検・診断に係る現状把握・課題抽出

本プロジェクト開始後6ヶ月以内にベースライン調査を実施し、橋梁点検・診断に係るレビューを行い、PDM の成果指標の現状把握及び未設定となっている目標値の設定、課題分析や仮設定を取りまとめること。その際、先行技プロや他ドナーの活動等も参照のうえ、マニュアル承認、マニュアル活用方法についても確認する。

(10) 活動1-2：橋梁点検・診断マニュアル案（日常維持管理を含む）の作成

ベースライン調査の結果を踏まえ、TWG にて、橋梁点検・診断マニュアル案の検討・策定作業を行う。マニュアル案作成にあたっては、ANE と情報共有、協議を十分行い、円滑にマニュアル承認が行われるよう配慮する。

(11) 活動1-3：マニュアル案に基づくパイロット橋梁の点検・診断の実施

パイロット橋梁の点検・診断実施計画を作成し、活動 1－2 で作成した橋梁点検・診断マニュアル（案）に沿って、点検・診断を実施する。

(12) 活動 1－4：マニュアル案の見直し・最終化

活動 1－3 で実施した点検・診断のフィードバックを行い、マニュアルの見直し及び最終化を行う。

(13) 活動 1－5：橋梁点検・診断マニュアル活用に関する技術研修の実施

本プロジェクト終了後も ANE が継続的にマニュアルを活用し橋梁の点検・診断を行えるよう、OJT を計画、実施する。OJT 実施後に改善を要する点が出てきた場合には、次回以降の OJT 計画見直しを行う。なお、OJT は橋梁維持管理を担う民間事業者の技術者も対象とする。

成果 2 「道路公社（ANE）及びパイロット事業対象地域における ANE 地方事務所の技術者の橋梁補修・維持管理に係る知識・技能が習得される。」に関する活動

(14) 活動 2－1：橋梁補修に係る現状把握・課題抽出

プロジェクト開始後 6 ヶ月以内にベースライン調査を実施し、橋梁補修に係るレビューを行い、PDM の成果指標の現状把握及び未設定となっている目標値の設定、課題分析や仮設設定をとりまとめる。

(15) 活動 2－2：橋梁補修・維持管理マニュアル案の作成

ベースライン調査の結果を踏まえ、TWG にて、橋梁補修・維持管理マニュアル案の検討・策定作業を行う。マニュアル案作成にあたっては、ANE と情報共有、協議を十分行い、円滑にマニュアル承認が行われるよう配慮する。

(16) 活動 2－3：マニュアル案に基づくパイロット橋梁の橋梁補修の実施

活動 1－3 の結果を基に、補修工の内容及び対象橋梁を決定する。橋梁補修に係るパイロット事業の実実施計画を作成し、活動 2－2 で作成した橋梁補修・維持管理マニュアル（案）に沿って、パイロット橋梁の補修を実施する。

(17) 活動 2－4：マニュアル案の見直し・最終化

活動 2－3 で実施した橋梁補修のフィードバックを行い、マニュアルの見直し及び最終化を行う。

(18) 活動 2－5：橋梁補修マニュアル活用に関する技術研修の実施

本プロジェクト終了後も ANE が継続的にマニュアルを活用し橋梁の補修・維持管理を行えるよう、OJT を計画、実施する。OJT 実施後に不具合や改善を要する点が出てきた場合には、次回以降の OJT 計画見直しを行う。なお、OJT は橋梁維持管理を担う民間事業者の技術者も対象とする。

成果 3 「道路公社（ANE）及びパイロット事業対象地域における ANE 地方事務所の技術者の BMS の運用管理に関する知識が習得される。」に関する活動

- (19) **活動 3-1 : 橋梁インベントリー及び BMS の管理に係る現状把握・課題抽出**
本プロジェクト開始後数ヶ月以内にベースライン調査を行い、橋梁インベントリー及び BMS の管理に関する現状把握及びレビューを行い、PDM の成果指標の現状把握及び未設定となっている目標値の設定や課題分析を取りまとめること。
- (20) **活動 3-2 : BMS の現状把握・課題抽出**
ANE が有している BMS の現状把握及び運用能力の分析を行う。課題分析を取りまとめること。
- (21) **活動 3-3 : BMS 運用実態の確認**
ANE 職員にヒアリング等を行いながら BMS の運用状況について調査し、課題や改善が望まれる点について分析・取りまとめを行うこと。
- (22) **活動 3-4 : BMS の運用方法の検討**
活動 3-2、3-3 の結果、BMS の最適な運用方法について検討する。BMS について改良すべき点が見つかった場合は、先方の予算状況を踏まえ必要に応じてシステム要件を定義し、本邦技術とのシステム統合等の大規模な改修が必要な場合は、その時点において C/P 及び発注者と協議の上、対応を決定する。
- (23) **活動 3-5 : BMS 運用に関する技術研修の実施**
本プロジェクト終了後も ANE が継続的に BMS 運用を行えるよう、OJT を計画、実施する。OJT 実施後に不具合や改善を要する点が出てきた場合には、次回以降の OJT 計画見直しを行う。

成果 4「道路公社（ANE）及びパイロット事業対象地域における ANE 地方事務所の技術者の橋梁維持管理計画の策定に関する知識が習得される。」に係る活動

- (24) **活動 4-1 : BMS の分析に基づく橋梁維持管理計画案の現状把握**
本プロジェクト開始時に実施するベースライン調査において、橋梁維持管理計画の策定・モニタリング・改修について現状把握を行う。
- (25) **活動 4-2 : 橋梁補修の優先事業の特定と橋梁維持管理計画の見直し**
活動 1-3 及び BMS の結果を基に優先的に補修が必要な橋梁を選定する。優先事業の選定の際には維持管理予算規模も考慮の上、その必要性、優先度を検討すること。この結果を基に、既存の橋梁維持管理計画の見直しを行う。
- (26) **活動 4-3 : 橋梁維持管理計画の最終化・予算申請**
翌年度の橋梁維持管理計画の最終化を行い、予算申請書類の作成、予算申請を行う。なお、モザンビークの予算年度は 1 月開始～12 月終了である。
- (27) **活動 4-4 : 橋梁維持管理計画に沿った、活動 1-3 のパイロット橋梁の点検・診断、活動 2-3 の橋梁の補修・維持管理の計画・モニタリング・評価の実施**

活動 4-3 で見直した橋梁維持管理計画を基に、パイロット事業のモニタリングを行う。短期専門家不在中は長期専門家がモニタリングを行うよう役割分担する。

(28) 活動 4-5 : 橋梁維持管理計画に基づいた BMS 運用に関する研修の実施

本プロジェクト終了後も ANE が継続的に BMS を活用した橋梁維持管理計画策定、予算案策定を行えるよう、OJT を計画、実施する。OJT 実施後に不具合や改善を要する点が出てきた場合には、次回以降の OJT 計画見直しを行う。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、プロジェクト事業完了報告書(PC/R)の提出期限を 2024 年 9 月 30 日とする。業務計画書を除く報告書等については、C/P や長期専門家と内容を協議の上、作成を行うこと。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文 3 部 データ
ワーク・プロセス	業務開始から約 2 か月後	英文 3 部 データ
Monitoring Sheet (全 7 回)	2021 年 6 月 2021 年 12 月 2022 年 6 月 2022 年 12 月 2023 年 6 月 2023 年 12 月 2024 年 6 月	英文 2 部 データ
プロジェクト事業完了報告書 (PC/R) ※下記「(2)技術協力作成資料」を添付して提出	業務終了時 (PC/R 案は最終 JCC 開催の 1 か月前を目途として提出すること。可能であれば業務完了の 3 か月程度前を目途として提出するのが望ましい。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 和文 5 部 ● 英文 10 部 ● 和文要約 5 部 ● CD-R 和文・英文 各 5 枚

- * プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R 等) の仕様については、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。
- * 各報告書の記載項目 (案) は、監督職員と業務主任者にて協議、確認する。
- * 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用して読みやすいものとする。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号

等の統一性と整合性を確保できるよう留意する。各報告書が分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。また、結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述・導出法を明記すること。

（２）技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料をプロジェクト事業完了報告書に添付して提出すること。

（いずれも英語を想定しているが、C/Pがポルトガル語を希望する場合は、C/Pや長期専門家と協議の上決定する。なお、C/Pと協議の結果、マニュアル類について統合・分割することも可。）

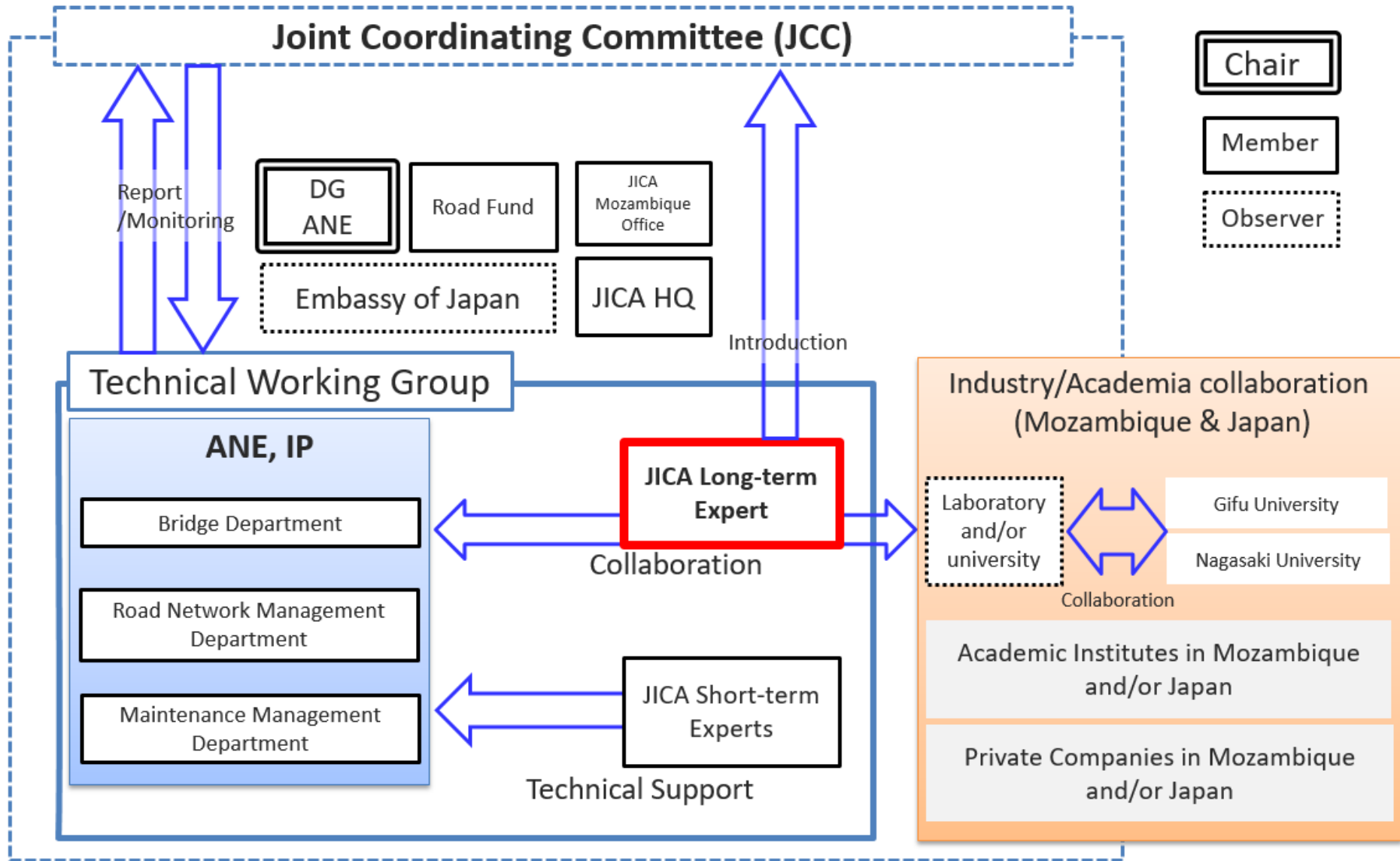
- ① 橋梁点検・診断マニュアル
- ② 橋梁補修・維持管理マニュアル
- ③ 橋梁インベントリー
- ④ 橋梁維持管理計画書
- ⑤ 橋梁維持管理研修教材

（３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に報告する。なお、モザンビーク側と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 当月の進捗、翌月の計画、当面の課題（2ページ程度）
- ② 活動に関する写真（1ページ程度）
- ③ Work Breakdown Structure（WBS）
- ④ 業務従事者の従事計画／実績表
- ⑤ 貸与物品リスト

別紙 実施体制図



第4 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本プロジェクトの R/D で合意された協力期間は 42 ヶ月間であり、本業務については、事前準備・事後整理期間を加味し、2021 年 3 月の契約締結から 2024 年 10 月の履行期間終了までの約 44 ヶ月間を、一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

合計 約 79 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務の内容及び業務の工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合は、その理由及び人材費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任者／橋梁アセットマネジメント（2号）
- ② 橋梁維持管理・補修（コンクリート橋）（3号）
- ③ 橋梁維持管理・補修（鋼橋）
- ④ 橋梁日常維持管理（維持作業・小補修）
- ⑤ 橋梁点検・診断
- ⑥ 橋梁維持管理システム
- ⑦ モニタリング・評価／研修（本邦及び第三国）

3. モザンビーク側からの便宜供与

便宜供与の詳細は本プロジェクトの R/D に記載のとおりであるが、現在のところ以下がモザンビーク側によって準備される予定である。

- C/P の配置（道路公社（ANE））
- 長期専門家及び短期専門家執務スペース（通信・光熱費、什器・備品等）
- 2 年次以降のパイロット事業の費用負担
- プロジェクト運営費（BMS の維持管理費用、調達機材の維持管理費用及び日常的な維持管理費用等）

4. 配布資料及び公開資料

（1）配布資料

- ① 本プロジェクトの R/D（署名済）

- ② 詳細計画策定調査結果
- ③ 技術協力プロジェクトにおける進捗管理（2019年4月2日）
- ④ 道路アセットマネジメントに係る各国技術基準類一覧
- ⑤ 内国旅費規程（JICA モザンビーク事務所）
- ⑥ 外国旅費規程（JICA）（※モザンビーク事務所は JICA 外国旅費規程を使用しているため。）
- ⑦ 道路アセットマネジメントの実施に係る公益社団法人土木学会と独立行政法人国際協力機構との覚書（2019年3月5日）

（2）公開資料

- ① 道路アセットマネジメントプラットフォーム
（RAMP: Road Asset Management Platform）ウェブサイト
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/ramp/index.html>
- ② 全世界 道路アセットマネジメントプラットフォーム技術支援に関する情報収集・確認調査報告書（2020年9月）
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12341236_01.pdf
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12341236_02.pdf
- ③ 開発途上国における橋梁維持管理にかかる支援に関する調査（プロジェクト研究）最終報告書（2019年2月）
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12331633_01.pdf
- ④ モザンビーク国「道路維持管理能力向上プロジェクト」詳細計画策定調査報告書（2011年6月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12041703.pdf>
- ⑤ 同 終了時評価調査報告書（2015年1月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12232757.pdf>
- ⑥ 同 事後評価（2019年5月）
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2018_1000730_4_f.pdf
- ⑦ 土木学会インフラマネジメント技術国際展開研究助成制度
 - 研究助成制度 https://committees.jsce.or.jp/opcet_sip/
 - 2019年度採択案件 http://committees.jsce.or.jp/opcet_sip/node/16
 - 2020年度募集要領 https://committees.jsce.or.jp/opcet_sip/node/22

5. 現地再委託等

パイロット事業の一環として行う橋梁補修は、現地再委託による実施を想定するが、対象橋梁及び補修工の内容についてはプロジェクトの中で決定するため、現時点では確定していない。係る再委託費用については、プロポーザル作成及び当初契約時点では定額計上（22,450千円）とする。受注者はプロジェクト開始後に、発注者、C/P及び長期専門家と検討を行い、対象橋梁及び補修工の内容を決定すること。なおパイロット事業実施にあたっては、原則として受注者が契約主体の現地再委託を想定しているが、調達方法、契約主体については工事内容を検討の上、発注者と協議を行い合意すること。

その他、広報資材作成・啓発実施など、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務についても現地再委託により

実施することを認める。現地再委託にて実施することが効率的、経済的と考える作業項目がある場合、理由を付してプロポーザルで提案し、必要経費を見積書（本見積）に計上すること。

なお、現地再委託にあつては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。またパイロット事業等における工事の実施に当たり、コンサルタントは「ODA 建設工事安全管理ガイドランス」（2014年9月）に準じた工事安全管理をモザンビーク側へ指導すること。

6. その他の留意事項

（1）複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（2）コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンス確保の体制について、提案があればプロポーザルにて記載すること。

（3）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また同国の治安状況については、JICA モザンビーク事務所や在モザンビーク日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

（4）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、発注者が別途定める「JICA 不正腐敗防止ガイドランス」（2014年10月）の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上